

公益財団法人 酒田市スポーツ協会 表彰規程内規

(趣旨)

この内規は、公益財団法人酒田市スポーツ協会表彰規程、第3条（受賞の資格）により、それぞれの該当項目の表彰に必要な事項を定める。

- 1 一団体の推薦は、第2条（1）～（3）については項目ごとに1件とする。
- 2 表彰区分に基づく、それぞれの条件該当項目は次のとおりとする。

(1) 功労章

次の各号の1以上に該当するもので、概ね5名を原則とする。

- ① 県スポーツ協会並びにそれ以上の上部団体に表彰された者
- ② 特にスポーツ界に貢献した者（故人も含む）

(2) 感謝状

- ① 各章以外に特に表彰の必要ある者（故人も含む）
- ② 本会加盟団体の役員として、スポーツの普及振興に貢献した者

(3) 優秀指導者章

入賞は、その競技大会において定められた入賞位

(4) 優秀選手勲功章・優秀団体勲功章

各種大会の基準は次によるものとする

ア 国際競技会の範囲

- ① オリンピック並びにパラリンピック大会
- ② 世界選手権大会
- ③ アジア競技大会
- ④ ユニバーシアード競技大会
- ⑤ 他、同等の競技大会

イ 全国大会の範囲

- ① 国民体育大会
- ② 全日本選手権大会
- ③ 全日本大学選手権大会
- ④ 全国高等学校総合体育大会
- ⑤ 全国中学校体育大会
- ⑥ 表彰審査委員会が認めた同等の競技大会

ウ 東北大会の範囲

- ① 東北総合体育大会
- ② 東北選手権大会
- ③ 東北大学選手権大会
- ④ 東北高校大会
- ⑤ 東北中学大会
- ⑥ 表彰審査委員会が認めた同等の競技大会

エ 国内大会の「マスタース」は該当外

3 表彰の時期

原則として表彰は2月の一回とする。その対象は1月1日から12月31日までに開催された大会とする。

4 表彰の方法

表彰は会長が、賞状及び記念品を授与する。

5 規程の変更

本内規は、審査委員会の承認を得て変更することができる。

6 その他

会長は、表彰に関し必要と認めたときは、別に定めることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人酒田市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）より施行する。

この内規は、平成25年11月1日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日より施行する。